

令和8年8月6日

課名：建築都市総務課契約室
直通：092-643-3707
内線：4624
担当：野見山

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：
福岡市博多区博多駅東2-14-1
前田建設工業（株）九州支店
- 指名停止の期間：
令和8年8月6日～令和8年9月5日（1ヵ月）
- 事実概要：
前田建設工業株式会社の社員が、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の入札を巡り、同社が有利となる評価基準案を市に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金を供与する贈賄行為を行ったことが明らかになった。
- 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱第3条別表その2第12号に該当することから、指名停止1ヵ月とする。

【指名停止等措置要綱 別表その2第12号該当】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内